

＝ 補助金の手続き ＝

川北町 土木課へ交付申請を行って下さい。

- ① 町へ交付申請を行う。
 - ・補助金交付申請書（様式第1号）
 - ・収支予算書（別紙1）
 - ・「太陽光発電システム設置工事見積書」等
（設置費の内訳、太陽電池の最大出力等記載のもの）の写し
 - ・設置場所の位置図
- ② 交付決定
 - ・町より「補助金交付決定通知」を申請者に送付
 - 町から交付決定を受けてから、工事を着工**して下さい。
 - ※事業内容の変更（出力規模の変更等）、事業の中止があった場合
→補助金（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第3号）の提出
- ③ 太陽光発電システムの設置工事完了、電力会社との電力需給契約完了
- ④ 町へ実績報告を提出
 - ・補助金実績報告書（様式第4号）
 - ・住宅用太陽光発電システム設置工事完了調書（別紙2）
 - ・「設置工事請負契約書」の写し
 - ・「領収書」の写し
 - ・システムの設置状態を示す写真
 - ・電力会社との電力需給契約書の写し
 - ・補助金（精算）請求書（様式第6号） ※忘れずに添付して下さい。
- ⑤ 補助金交付確定
 - ・町より「補助金交付確定通知書」を申請者に送付
- ⑥ 町への補助金交付請求により、補助金を交付

※ システム付き、建売住宅を購入される方

- ・建売住宅供給者等からシステム付き住宅を購入する時は、
購入前に上記手続き①を行って下さい。

以上が 住宅用太陽光発電システム設置費補助の流れとなります。
問い合わせは、

川北町役場 土木課
TEL 076-277-1111